



# 市県民税の変更点



## ◎基礎控除の見直し

基礎控除が10万円引き上げられます。また、合計所得金額が2,400万円を超える場合は控除額が遞減し、2,500万円を超える場合は適用外となります。

## ◎給与所得控除の見直し

給与所得控除が一律10万円引き下げられます。また、控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に、上限額が195万円に引き下げられます。

## ◎公的年金等控除の見直し

公的年金等控除が一律10万円引き下げられ、公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除額は195万5千円が上限とされました。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合に控除額が引き下げられます。

## ◎所得金額調整控除の創設

給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者のうち、子育て・介護世帯への措置として、また、給与所得と公的年金等に係る雑所得が両方あり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除の適用を受けることができます。

## ◎ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除の見直し

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額が48万円以下)を有する合計所得金額500万円以下の単身者の要件に当てはまる場合、「ひとり親控除」が適用されます。

また、上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除が適用され、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限(合計所得金額500万円以下)が設けられました。なお、ひとり親控除と寡婦控除いずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)・妻(未届)」の記載がある方は対象外とされます。

市県民税に関する情報は、宇部市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/shizei/kojinzei/index.html>

問い合わせ先 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市市民税課市民税係 TEL(0836)34-8187/8188/8189/8190(直通)

# 公的年金からの市県民税の天引き（特別徴収）について

市県民税は、公的年金からの天引き（特別徴収制度）により徴収されます。

この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち、市県民税の納税義務のある人（公的年金所得にかかる税額がある人）」です。ただし、介護保険料が公的年金から天引きされていない人、天引きされる税額が老齢基礎年金等の額を超える人などは対象となりません。

## 公的年金から天引きされる税額は…

公的年金所得にかかる税額のみが天引きされます。公的年金以外の所得（給与所得や事業所得など）にかかる税額については、これまでどおり給与からの天引きまたは納付書等で納めていただくことになります。

## 天引きの対象となる公的年金とは…

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等をいいます。障害年金及び遺族年金などの非課税年金からは、天引きされません。

## 天引きが中止となる場合は…

天引き開始後、公的年金の支給停止などが発生した場合は、天引きが中止となり、残りの市県民税を普通徴収（納付書や口座振替により納める方法）により納めていただくことになります。

## 天引き開始年度の納め方

初めて天引きの対象になった人、前年度、何らかの理由で天引きが中止になった人は、その年の10月から天引きが始まります。そのため、6月と8月は公的年金所得にかかる税額の1/4ずつを納付書等で納めていただきます。10月・12月・2月は税額の1/6ずつを公的年金から天引きします。

納付方法	納付書等で納める		公的年金から天引き		
	6月	8月	10月	12月	2月
納付(徴収)月	6月	8月	10月	12月	2月
納付(徴収)額	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

## 2年目以降の納め方

仮徴収額			本徴収額		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
$(前年度分の年税額 \times 1/2) \div 3$			$(年税額 - 仮徴収額) \div 3$		



問い合わせ先  
 宇部市  
 市民税課市民税係  
 TEL (0836)34-8187/8188  
 8189/8190(直通)